

# 司法試験・予備試験短答過去問題集

## 民法⑦セレクション

### 第8/9編 親族・相続

- ・ 解答ページの右上の問題番号（MN0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- ・ 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- ・ データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋

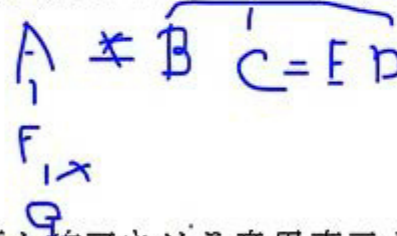
[\(HPはこちらから\)](#)

A男はB女と婚姻したが、Bには姉Cと妹Dがおり、Cには配偶者Eがいる。その後、Aは、Bの同意を得て、Fを養子としたが、その縁組前からFには子Gがいた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. EはAの親族である。
- イ. GはAの親族ではない。
- ウ. Bが死亡した場合、Aが姻族関係を終了させる意思表示をしない限り、AとCとの親族関係は終了しない。
- エ. AがBと離婚した後であっても、AはDと婚姻することができない。
- オ. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、Dを扶養する義務をAに負わせることができる。

1. アイ    2. アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

A男はB女と婚姻したが、Bには姉Cと妹Dがおり、Cには配偶者Eがいる。その後、Aは、Bの同意を得て、Fを養子としたが、その縁組前からFには子Gがいた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。



- ア. EはAの親族である。  
 イ. GはAの親族ではない。  
 ウ. Bが死亡した場合、Aが姻族関係を終了させる意思表示をしない限り、AとCとの親族関係は終了しない。  
 エ. AがBと離婚した後であっても、AはDと婚姻することができない。  
 オ. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、Dを扶養する義務をAに負わせることができる。

1. アイ     アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

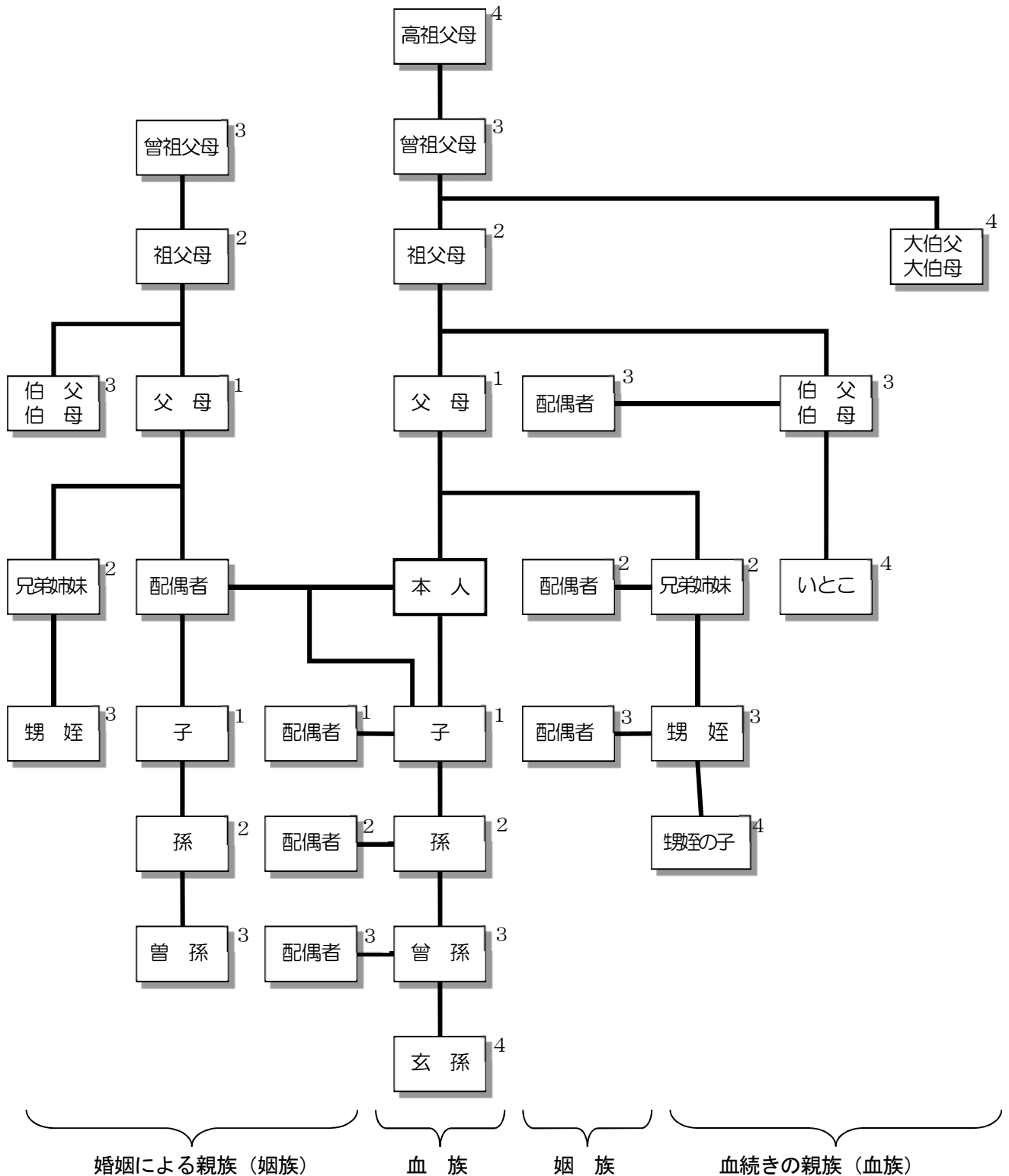
姻族：配偶者の血族及び血族の配偶者。

AとBの婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. AがBの父母の養子である場合、A、B、同人らの親族又は検察官は、AとBの婚姻が近親者間の婚姻であることを理由として、その取消しを家庭裁判所に請求することができない。
- イ. AとBは共に20歳未満で婚姻したが、BにはCとの間の嫡出でない未成年の子Dがいる場合、Aは、20歳に達していなくとも、婚姻により、Bとともに、Dの親権者となる。
- ウ. Aが成年被後見人である場合、事理を弁識する能力を一時回復している間は、成年後見人の同意を得ればBと婚姻することができる。
- エ. 判例によれば、AとBが、両名間の子Cに嫡出である子の身分を得させるための便法として、後日離婚することを合意した上で婚姻の届出をしたにすぎず、真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかった場合には、婚姻の効力は生じない。
- オ. AがBと婚姻した場合、Aの父母であるCとDは、Bの兄Eと3親等の姻族になる。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

## 親族の範囲 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法 725 条）



※ここでは4親等内の親族を図示。

(編集/東京都福祉局「成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用の手引【改訂版】」より)

(資料出典:「社会福祉法人設立・運営の手引き」2012年版 東社協刊)

AとBの婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. AがBの父母の養子である場合、A, B, 同人らの親族又は検察官は、AとBの婚姻が近親者間の婚姻であることを理由として、その取消しを家庭裁判所に請求することができない。
- イ. AとBは共に20歳未満で婚姻したが、BにはCとの間の嫡出でない未成年の子Dがいる場合、Aは、20歳に達していなくとも、婚姻により、Bとともに、Dの親権者となる。
- ウ. Aが成年被後見人である場合、事理を弁識する能力を一時回復している間は、成年後見人の同意を得ればBと婚姻することができる。
- エ. 判例によれば、AとBが、両名間の子Cに嫡出である子の身分を得させるための便法として、後日離婚することを合意した上で婚姻の届出をしたにすぎず、真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかった場合には、婚姻の効力は生じない。
- オ. AがBと婚姻した場合、Aの父母であるCとDは、Bの兄Eと3親等の姻族になる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 成年被後見人は、成年後見人の同意がなくても婚姻をすることができる。
- イ. 婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があつたとしても、それが単に他の目的を達するための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻はその効力を生じない。
- ウ. 養親は、養子と離縁した場合には、その者と婚姻することができる。
- エ. 女性は、前婚の解消の時に懐胎していなかった場合には、前婚の解消の日から起算して100日以内であっても、再婚をすることができる。
- オ. A男がB女を強迫して婚姻を成立させた後に、強迫を理由として婚姻が取り消された場合には、B女がその婚姻中に懐胎して子が出生したとしても、出生した子は、A男の子とは推定されない。

1. アイ    2. アオ    3. イエ    4. ウエ    5. ウオ

X 婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 成年被後見人は、成年後見人の同意がなくても婚姻をすることができる。
- イ. 婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、それが単に他の目的を達するための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻はその効力を生じない。
- X ウ. 養親は、養子と離縁した場合には、その者と婚姻することができる。
- エ. 女性は、前婚の解消の時に懐胎していなかった場合には、前婚の解消の日から起算して100日以内であっても、再婚をすることができる。
- X オ. A男がB女を強迫して婚姻を成立させた後に、強迫を理由として婚姻が取り消された場合には、B女がその婚姻中に懐胎して子が出生したとしても、出生した子は、A男の子とは推定されない。

1. ~~アイ~~   2. ~~アオ~~   3. ~~イエ~~   4. ウエ   5.  ウオ



夫婦に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 夫婦の一方が他の一方に対して有する債権について、婚姻中に消滅時効が完成することはない。

イ. 夫婦である父母が共同して親権を行う場合において、その一方が子を代理する権限を共同名義で行使したときは、それが他の一方の意思に反したときであっても、代理行為の相手方が悪意でない限り、そのためにその行為の効力は妨げられない。

ウ. 夫婦の一方について成年後見開始の審判がされた場合、他の一方が成年後見人になる。

エ. 夫婦の一方が強度の精神病にかかり、回復の見込みがない場合であっても、裁判所は、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、他の一方による離婚の請求を棄却することができる。

オ. 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をした場合は、他の一方は、その第三者に対し責任を負わない旨を予告していたときであっても、その法律行為によって生じた債務について、連帯してその責任を負う。

1. アイ    2. アエ    3. イウ    4. ウオ    5. エオ

✕ 夫婦に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 夫婦の一方が他の一方に対して有する債権について、婚姻中に消滅時効が完成することはない。

○ イ. 夫婦である父母が共同して親権を行う場合において、その一方が子を代理する権限を共同名義で行使したときは、それが他の一方の意思に反したときであっても、代理行為の相手方が悪意でない限り、そのためにその行為の効力は妨げられない。

✕ ウ. 夫婦の一方について成年後見開始の審判がされた場合、他の一方が成年後見人になる。

○ エ. 夫婦の一方が強度の精神病にかかり、回復の見込みがない場合であっても、裁判所は一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、他の一方による離婚の請求を棄却することができる。

✕ オ. 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をした場合は、他の一方は、その第三者に対し責任を負わない旨を予告していたときであっても、その法律行為によって生じた債務について、連帯してその責任を負う。

1. アイ   2. ~~アエ~~   3. イウ   4. ウオ   5. ~~エオ~~

父母の離婚に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．婚姻中の父母が別居し、子と同居していない親と同居している親との間で、子との面会交流について協議が調わない場合であっても、父母の離婚前は、家庭裁判所は、面会交流について相当な処分を命ずることはできない。

イ．父母が協議上の離婚をする際に、その協議により子を監護すべき者を定めたときは、家庭裁判所は、その定めを変更することができない。

ウ．父母の離婚により、子が母と氏を異にすることになった場合、その子が母の氏を称するためには、家庭裁判所の許可を得た上で、戸籍法の定めるところにより届け出ることが必要である。

エ．子の出生前に父母が離婚した場合には、母がその子の親権者となるが、その子が出生した後に、父母の協議によって父を親権者と定めることができる。

オ．父母が離婚した場合において、親権者と定められた母が死亡したときは、生存している父が、直ちに親権者となる。

1. アエ    2. アオ    3. イウ    4. イオ    5. ウエ

父母の離婚に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- × ア. 婚姻中の父母が別居し、子と同居していない親と同居している親との間で、子との面会交流について協議が調わない場合であっても、父母の離婚前は、家庭裁判所は、面会交流について相当な処分を命ずることはできない。
- × イ. 父母が協議上の離婚をする際に、その協議により子を監護すべき者を定めたときは、家庭裁判所は、その定めを変更することができない。
- ウ. 父母の離婚により、子が母と氏を異にすることになった場合、その子が母の氏を称するためには、家庭裁判所の許可を得た上で、戸籍法の定めるところにより届け出ることが必要である。
- エ. 子の出生前に父母が離婚した場合には、母がその子の親権者となるが、その子が出生した後に、父母の協議によって父を親権者と定めることができる。
- × オ. 父母が離婚した場合において、親権者と定められた母が死亡したときは、生存している父が、直ちに親権者となる。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イオ ⑤ ウエ

婚姻が解消した場合の法律関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 婚姻によって氏を改めた者は、婚姻が夫婦の一方の死亡によって解消した場合であるか離婚によって解消した場合であるかを問わず、婚姻前の氏に戻るが、法定の期間内に届出をすれば、婚姻が解消した際に称していた氏を称することができる。

イ. 婚姻が離婚により終了した場合には、姻族関係は当然に終了するが、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、姻族関係は生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときに限り終了する。

ウ. 婚姻中の夫婦の間に生まれた子が未成年であるときは、協議上の離婚の際に、父母の一方を親権者と定めなければならず、この定めについては、家庭裁判所の許可を要しない。

エ. 婚姻が離婚により終了した場合には、配偶者の財産分与請求権が認められ、また、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、生存配偶者の相続権が認められるが、判例によれば、配偶者について認められるこれらの権利は、内縁関係にある者についても類推して認められる。

オ. 判例によれば、協議上の離婚をした夫婦の一方は、相手方に対し財産の分与を請求した場合には、相手方に対し慰謝料を請求することはできない。

1. アイ
2. アエ
3. イウ
4. ウオ
5. エオ

婚姻が解消した場合の法律関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 婚姻によって氏を改めた者は、婚姻が夫婦の一方の死亡によって解消した場合であるか離婚によって解消した場合であるかを問わず、婚姻前の氏に戻るが、法定の期間内に届出をすれば、婚姻が解消した際に称していた氏を称することができる。

イ. 婚姻が離婚により終了した場合には、姻族関係は当然に終了するが、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、姻族関係は生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときに限り終了する。

ウ. 婚姻中の夫婦の間に生まれた子が未成年であるときは、協議上の離婚の際に、父母の一方を親権者と定めなければならず、この定めについては、家庭裁判所の許可を要しない。

エ. 婚姻が離婚により終了した場合には、配偶者の財産分与請求権が認められ、また、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、生存配偶者の相続権が認められるが、判例によれば、配偶者について認められるこれらの権利は、内縁関係にある者についても類推して認められる。

オ. 判例によれば、協議上の離婚をした夫婦の一方は、相手方に対し財産の分与を請求した場合には、相手方に対し慰謝料を請求することはできない。

1. アイ 2. アエ  3. イウ 4. ウオ 5. エオ

財産分与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 離婚に伴う財産分与は、離婚後における一方の当事者の生計の維持を図ることを目的としてもすることができる。

イ. 離婚に伴う財産分与請求権については、協議又は審判その他の手続によって具体的内容が形成されるまでは、これを保全するために債権者代位権を行使することはできない。

ウ. 離婚に伴う財産分与を得た者は、その財産分与が損害賠償の要素を含む趣旨とは解されないときには、別個に不法行為を理由として離婚による慰謝料を請求することを妨げられない。

エ. 離婚に伴う財産分与としてされた財産処分は、詐害行為として取り消されることはない。

オ. 内縁の夫が死亡して内縁関係が解消したときには、内縁の妻は、内縁の夫の相続人に対し、財産の分与を請求することができる。

1. アウ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. エオ

財産分与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 離婚に伴う財産分与は、離婚後における一方の当事者の生計の維持を図ることを目的としてもすることができる。
- イ. 離婚に伴う財産分与請求権については、協議又は審判その他の手続によって具体的内容が形成されるまでは、これを保全するために債権者代位権を行使することはできない。
- ウ. 離婚に伴う財産分与を得た者は、その財産分与が損害賠償の要素を含む趣旨とは解されないときには、別個に不法行為を理由として離婚による慰謝料を請求することを妨げられない。
- エ. 離婚に伴う財産分与としてされた財産処分は、詐害行為として取り消されることはない。
- × オ. 内縁の夫が死亡して内縁関係が解消したときには、内縁の妻は、内縁の夫の相続人に対し、財産の分与を請求することができる。

1. アウ   2. アオ   3. イウ   4. イエ   5. エオ



内縁関係にあるA男とB女に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. AがBの賃借したアパートで同居していた場合において、Bが死亡してBに相続人がいないときは、Aは、そのアパートの賃借人の権利義務を承継する。

イ. AとBの間に子Cが出生し、AがCを認知した場合には、Cに対する親権は、AとBが共同して行う。

ウ. AとBがBの所有する建物で同居していた場合において、Bの死亡により内縁関係が解消したときは、Aは、Bの相続人に対して建物の所有権について財産分与を請求することができる。

エ. AがBに無断で婚姻届を作成して届出をした場合において、Bが後に届出の事実を知ってこれを追認したときは、届出の当初に遡ってその婚姻が有効となる。

オ. Aが日常の家事に関して第三者と取引をした場合、Bは、その取引によって生じた債務について責任を負わない。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

内縁関係にあるA男とB女に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. AがBの賃借したアパートで同居していた場合において、Bが死亡してBに相続人がいないときは、Aは、そのアパートの賃借人の権利義務を承継する。

X イ. AとBの間に子Cが出生し、AがCを認知した場合には、Cに対する親権は、AとBが共同して行う。

X ウ. AとBがBの所有する建物で同居していた場合において、Bの死亡により内縁関係が解消したときは、Aは、Bの相続人に対して建物の所有権について財産分与を請求することができる。

○ エ. AがBに無断で婚姻届を作成して届出をした場合において、Bが後に届出の事実を知ってこれを追認したときは、届出の当初に遡ってその婚姻が有効となる。

X オ. Aが日常の家事に関して第三者と取引をした場合、Bは、その取引によって生じた債務について責任を負わない。

1. アウ    ②. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

認知に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。

1. 遺言による認知は、遺言執行者が認知の届出をした時から効力を生ずる。
2. 未成年である子が意思能力を有している場合であっても、その父は、子の承諾なく認知することができる。
3. 未成年である子を認知するには、その母の承諾を得る必要はない。
4. 嫡出でない子は、その父が認知と同時に届け出ることにより、父の氏を称することができる。
5. 嫡出でない子の母は、その子が成年に達した後も、認知の訴えを提起することができる。

認知に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。

- 1. 遺言による認知は、遺言執行者が認知の届出をした時から効力を生ずる。
- 2. 未成年である子が意思能力を有している場合であっても、 その父は、子の承諾なく認知することができる。
- 3. 未成年である子を認知するには、その母の承諾を得る必要はない。
- 4. 嫡出でない子は、その父が認知と同時に届け出ることにより、父の氏を称することができる。
- 5. 嫡出でない子の母は、その子が成年に達した後も、認知の訴えを提起することができる。

いずれも婚姻をしていないA男とB女との間に子Cが生まれた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aが成年被後見人であるとしても、AがCを認知するにはAの成年後見人の同意を要しない。
- イ. AがCを認知した場合、Cの監護について必要な事項は、家庭裁判所がこれを定める。
- ウ. Cは、Aが死亡した場合、認知の訴えを提起することができない。
- エ. AがCを認知した後、AとBが婚姻したとしても、Cは嫡出子の身分を取得することはない。
- オ. AがCを認知しない間にCが死亡した場合において、Cに未成年の子Dがあったときは、Dの承諾を得なくとも、AはCを認知することができる。

1. アウ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. エオ

○ いずれも婚姻をしていないA男とB女との間に子Cが生まれた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aが成年被後見人であるとしても、AがCを認知するにはAの成年後見人の同意を要しない。  
× イ. AがCを認知した場合、Cの監護について必要な事項は、家庭裁判所がこれを定める。  
× ウ. Cは、Aが死亡した場合、認知の訴えを提起することができない。  
× エ. AがCを認知した後、AとBが婚姻したとしても、Cは嫡出子の身分を取得することはない。  
○ オ. AがCを認知しない間にCが死亡した場合において、Cに未成年の子Dがあったときは、Dの承諾を得なくとも、AはCを認知することができる。

1. アウ   2. アオ   3. イウ   4. イエ   5. エオ

親子関係をめぐる訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 嫡出否認の訴えは、夫のほか、子の血縁上の父も提起することができる。

イ. 妻以外の第三者が生んだ子を嫡出子として出生を届け出たため戸籍上嫡出子となっている子について、夫が父子関係を争う場合、嫡出否認の訴えによることはできない。

ウ. 夫が長期間服役しており、妻が夫の子を懐胎することが不可能であったと認められる時期に妻が懐胎した子について、夫が父子関係を争う場合には、嫡出否認の訴えによらなければならない。

エ. 母子関係の存在を争う第三者は、母と子のどちらか一方が死亡した後は、親子関係不存在確認の訴えを提起することができない。

オ. 女性が、再婚禁止期間内に婚姻届が誤って受理されて再婚し、出産した場合において、生まれた子に対し嫡出の推定が重複するときは、父を定めることを目的とする訴えによって裁判所がこれを定める。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

嫡出子：婚姻中（772条）に出生すれば嫡出子（大連判昭 15.1.23 判六  
⑨）だが、推定される嫡出子と推定を受けない嫡出子に分かれる。

①推定される嫡出子

嫡出否認の訴えでしか親子関係は解消できない（774条原則夫からのみ、cf.子その他利害関係人は認知無効の訴えは可 786条）また、推定される嫡出子は認知することができない。（779条反対解釈）

②推定を受けない（及ばない）嫡出子（事実として違う時も H30-30 イ）  
親子関係不存在の訴えで親子関係は解消しなければならず、認知の訴えはすることができる。（最判昭 44.5.29 判六⑬787条判六③）

・内縁関係（最判昭 41.2.15 判六⑩、最判昭 29.1.21 判六⑫ただし、夫の子としては推定。）

・物理的に懐胎不能な場合（例外最決平 25.12.10 判六②）

例：夫が出征していた場合（最判平 10.8.31 判六④）

但し、科学的根拠では認められず。（最判平 26.7.17 判六④）

③二重の推定が及ぶ場合→父を定めることを目的とする訴え（773条）  
親子関係存否確認の訴え（判六 772条前判六①②）

確認の利益が存する限り、一方当事者がなくなっても、いつでも誰でも可。（但し非嫡出父子関係は不可。最判平 2.7.19 判六⑦）



○ 親子関係をめぐる訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

✕ ア. 嫡出否認の訴えは、夫のほか、子の血縁上の父も提起することができる。

○ イ. 妻以外の第三者が生んだ子を嫡出子として出生を届け出たため戸籍上嫡出子となっている子について、夫が父子関係を争う場合、嫡出否認の訴えによることはできない。

✕ ウ. 夫が長期間服役しており、妻が夫の子を懐胎することが不可能であったと認められる時期に妻が懐胎した子について、夫が父子関係を争う場合には、嫡出否認の訴えによらなければならない。

✕ エ. 母子関係の存在を争う第三者は、母と子のどちらか一方が死亡した後は、親子関係不存在確認の訴えを提起することができない。

○ オ. 女性が、再婚禁止期間内に婚姻届が誤って受理されて再婚し、出産した場合において、生まれた子に対し嫡出の推定が重複するときは、父を定めることを目的とする訴えによって裁判所がこれを定める。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

親子関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 妻が夫と婚姻中に懐胎し、子を出産した場合において、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであるときは、子は、親子関係不存在確認の訴えにより、夫との法律上の父子関係を否定することができる。

イ. 妻が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた夫と婚姻中に懐胎し、子を出産した場合には、子は夫の嫡出子と推定される。

ウ. 妻が、夫の死亡後に、凍結保存されていた夫の精子を用いて懐胎し、子を出産した場合において、夫が生前にその精子を用いて懐胎することに同意していたときであっても、死後認知によって夫と子との間に法律上の父子関係が認められることはない。

エ. 婚姻の届出から1か月後に妻が出産した子について夫がその子との間の法律上の父子関係を否定しようとする場合、婚姻前に数年にわたり内縁関係が先行するときは、嫡出否認の訴えによらなければならない。

オ. 生物学上の父子関係がないことを知りながら認知をした者は、認知無効の訴えを提起することができない。

1. アイ
2. アオ
3. イウ
4. ウエ
5. エオ

嫡出子：婚姻中（772条）に出生すれば嫡出子（大連判昭15.1.23判六⑨）だが、推定される嫡出子と推定を受けない嫡出子に分かれる。

①推定される嫡出子

嫡出否認の訴えでしか親子関係は解消できない（774条原則夫からのみ、cf. [非嫡出]子その他利害関係人は認知無効の訴えは可786条）また推定される嫡出子は認知することができない。（779条反対解釈）

②推定を受けない（及ばない）嫡出子（事実として違う時もH30-30イ）

親子関係不存在の訴えで親子関係は解消しなければならず、認知の訴えはすることができる。（最判昭44.5.29判六⑬787条判六③）

・内縁関係が先行していても（最判昭41.2.15判六⑩）

・物理的に懐胎不能な場合（例外：性別の取扱い変更 最決平25.12.10判六②）

例：夫が出征していた場合（最判平10.8.31判六④）

但し、科学的根拠では認められず。（最判平26.7.17判六⑦）

③二重の推定が及ぶ場合→父を定めることを目的とする訴え（773条）

親子関係存否確認の訴え（判六772条前判六①②）

確認の利益が存する限り、一方当事者がなくなっても、いつでも誰でも可。（但し非嫡出父子関係は不可。最判平2.7.19判六⑦）

○ 親子関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 妻が夫と婚姻中に懐胎し、子を出産した場合において、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであるときは、子は、親子関係不存在確認の訴えにより、夫との法律上の父子関係を否定することができる。

イ. 妻が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた夫と婚姻中に懐胎し、子を出産した場合には、子は夫の嫡出子と推定される。

ウ. 妻が、夫の死亡後に、凍結保存されていた夫の精子を用いて懐胎し、子を出産した場合において、夫が生前にその精子を用いて懐胎することに同意していたときであっても、死後認知によって夫と子との間に法律上の父子関係が認められることはない。

エ. 婚姻の届出から1か月後に妻が出産した子について、夫がその子との間の法律上の父子関係を否定しようとする場合、婚姻前に数年にわたり内縁関係が先行するときは、嫡出否認の訴えによらなければならない。

オ. 生物学上の父子関係がないことを知りながら認知をした者は、認知無効の訴えを提起することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

普通養子縁組に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。

1. 養子は養親と離縁しない限り、他の者の養子になることはできない。
2. 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者の嫡出子を養子とする場合又は配偶者がある者がその意思を表示することができない場合を除き、配偶者とともにしなければならない。
3. 後見人が被後見人を養子にする場合において、その被後見人が未成年者であり、後見人と親族関係にないときは、未成年者を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得れば、被後見人を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得る必要はない。
4. 未成年者は、父母の共同親権に服する間は、祖父母との間で養子縁組をすることができない。

普通養子縁組に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。

- X 1. 養子は養親と離縁しない限り、他の者の養子になることはできない。
- O 2. 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者の嫡出子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合を除き、配偶者とともにしなければならない。
- X 3. 後見人が被後見人を養子にする場合において、その被後見人が未成年者であり、後見人と親族関係にないときは、未成年者を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得れば、被後見人を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- X 4. 未成年者は、父母の共同親権に服する間は、祖父母との間で養子縁組をすることができない。

普通養子縁組に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 17歳の者が縁組をして養子となるには、その法定代理人の同意を得なければならない。
- イ. 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- ウ. 配偶者のある者が配偶者の嫡出子を養子とする場合には、配偶者の同意を得ることを要しない。
- エ. 自己の孫を養子とする場合には、その孫が未成年者であっても、家庭裁判所の許可を得ることを要しない。
- オ. 縁組の当事者の一方が死亡した場合には、他方の当事者は、家庭裁判所の許可を得なければ離縁をすることができない。

1. アウ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. エオ

普通養子縁組に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 17歳の者が縁組をして養子となるには、その法定代理人の同意を得なければならない。
- イ. 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- ウ. 配偶者のある者が配偶者の嫡出子を養子とする場合には、配偶者の同意を得ることを要しない。
- エ. 自己の孫を養子とする場合には、その孫が未成年者であっても、家庭裁判所の許可を得ることを要しない。
- オ. 縁組の当事者の一方が死亡した場合には、他方の当事者は、家庭裁判所の許可を得なければ離縁をすることができない。

1. アウ   ~~2. アオ~~   3. イウ   4. イエ   5. エオ



A及びBの実子であるCを養子とし、D及びEを養親とする特別養子縁組に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 家庭裁判所が特別養子縁組を成立させるためには、D及びEの請求が必要である。
2. 家庭裁判所は、D及びEが婚姻していない場合であっても、Cとの特別養子縁組を成立させることができる。
3. A及びBがCを虐待していた場合には、CとD及びEとの間で特別養子縁組を成立させるに当たり、A及びBの同意を得る必要はない。
4. 特別養子縁組が成立した場合、A及びBとCとの親族関係は終了する。
5. 特別養子縁組が成立した場合、D及びEは、特別養子縁組の離縁を請求することができない。

X A及びBの実子であるCを養子とし、D及びEを養親とする特別養子縁組に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1. 家庭裁判所が特別養子縁組を成立させるためには、D及びEの請求が必要である。
- X  2. 家庭裁判所は、D及びEが婚姻していない場合であっても、Cとの特別養子縁組を成立させることができる。
- 3. A及びBがCを虐待していた場合には、CとD及びEとの間で特別養子縁組を成立させるに当たり、A及びBの同意を得る必要はない。
- 4. 特別養子縁組が成立した場合、A及びBとCとの親族関係は終了する。
- 5. 特別養子縁組が成立した場合、D及びEは、特別養子縁組の離縁を請求することができない。

親権と未成年後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。
- イ. 親権を行う者が財産管理権を有しない場合に選任された未成年後見人であっても、財産管理権のほか、身上監護権も有する。
- ウ. 離婚に際し、協議により父母の一方を親権者と定めた場合には、父母の協議により親権者を変更することができる。
- エ. 親権停止の審判によって未成年者に対して親権を行う者がなくなるときは、後見が開始する。
- オ. 特別養子を除く養子（いわゆる普通養子）は、実親及び養親の共同親権に服する。

1. アイ    2. アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

○ 親権と未成年後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

✕ イ. 親権を行う者が財産管理権を有しない場合に選任された未成年後見人であっても、財産管理権のほか、身上監護権も有する。

✕ ウ. 離婚に際し、協議により父母の一方を親権者と定めた場合には、父母の協議により親権者を変更することができる。

○ エ. 親権停止の審判によって未成年者に対して親権を行う者がなくなるときは、後見が開始する。

✕ オ. 特別養子を除く養子（いわゆる普通養子）は、実親及び養親の共同親権に服する。

1. ~~アイ~~ ② ~~アエ~~ 3. ~~イオ~~ 4. ウエ 5. ウオ

親権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aに対して親権を行うBは、Aに代わって、Aの子であるCに対して親権を行う。
- イ. 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- ウ. 子は、職業を営むに当たっては、親権を行う者の許可を得ることを要しない。
- エ. 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときであっても、子の祖父母は、親権停止の審判の請求をすることができない。
- オ. 親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。

1. アウ    2. アオ    3. イエ    4. イオ    5. ウエ

親権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aに対して親権を行うBは、Aに代わって、Aの子であるCに対して親権を行う。
- イ. 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- ウ. 子は、職業を営むに当たっては、親権を行う者の許可を得ることを要しない。
- エ. 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときであっても、子の祖父母は、親権停止の審判の請求をすることができない。
- オ. 親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。

1. アウ    2. アオ    3. イエ    4. イオ    5. ウエ

親権を行う者とその子との間及び子相互間の利益相反行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 親権者が利益相反行為をした場合には、その行為は無権代理行為となる。

イ. 親権者が共同相続人である数人の子を代理して遺産分割の協議をすることは、利益相反行為に当たる。

ウ. 親権者とその数人の子が共同相続人である場合に、親権者が自ら相続の放棄をすると同時にその子全員を代理して相続の放棄をすることは、利益相反行為に当たらない。

エ. 親権者がその子の名義で金銭を借り受け、その子が所有する不動産に抵当権を設定する場合であっても、親権者がその金銭を自らの用途に供する意図を有していたときには、利益相反行為に当たる。

オ. 父母が共に親権者である場合に、父とその子との利益が相反する行為をするには、母が親権者として単独でその子のための代理行為をする必要がある。

1. アウ    2. アエ    3. イウ    4. イオ    5. エオ

親権を行う者とその子との間及び子相互間の利益相反行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 親権者が利益相反行為をした場合には、その行為は無権代理行為となる。
- イ. 親権者が共同相続人である数人の子を代理して遺産分割の協議をすることは、利益相反行為に当たる。
- ウ. 親権者とその数人の子が共同相続人である場合に、親権者が自ら相続の放棄をすると同時にその子全員を代理して相続の放棄をすることは、利益相反行為に当たらない。
- × エ. 親権者がその子の名義で金銭を借り受け、その子が所有する不動産に抵当権を設定する場合であっても、親権者がその金銭を自らの用途に供する意図を有していたときには、利益相反行為に当たる。
- × オ. 父母が共に親権者である場合に、父とその子との利益が相反する行為をするには、母が親権者として単独でその子のための代理行為をする必要がある。

1. アウ    2. アエ    3. イウ    4. イオ    5. エオ



後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 任意後見契約が登記されている場合、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判をすることができる。

イ. 成年後見人は、成年被後見人に代わって成年被後見人の居住の用に供する建物を売却するには、家庭裁判所の許可を得なければならないが、成年被後見人に代わって成年被後見人の居住の用に供する建物の賃貸借契約を解除するには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。

ウ. 後見開始の審判を受ける者に配偶者がある場合には、その配偶者に成年後見人の職務を行うことができない事情があるときを除き、その配偶者が成年後見人に就任する。

エ. 成年後見及び未成年後見のいずれにおいても、家庭裁判所は2人以上の後見人を選任して、後見事務を分掌させることができる。

オ. 破産者は、後見人となることができない。

1. アウ    2. アエ    3. イウ    4. イオ    5. エオ

後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 任意後見契約が登記されている場合、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判をすることができる。
- ✕ イ. 成年後見人は、成年被後見人に代わって成年被後見人の居住の用に供する建物を売却するには、家庭裁判所の許可を得なければならないが、成年被後見人に代わって成年被後見人の居住の用に供する建物の賃貸借契約を解除するには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- ✕ ウ. 後見開始の審判を受ける者に配偶者がある場合には、その配偶者に成年後見人の職務を行うことができない事情があるときを除き、その配偶者が成年後見人に就任する。
- エ. 成年後見及び未成年後見のいずれにおいても、家庭裁判所は2人以上の後見人を選任して、後見事務を分掌させることができる。
- オ. 破産者は、後見人となることができない。

1. アウ    2. アエ    ③ イウ    4. イオ    5. キオ

後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．未成年後見人が数人ある場合、身上の監護に関する権限については、家庭裁判所は、職権で、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が職務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

イ．成年後見人が成年被後見人を代理してその居住している建物を売却する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。

ウ．未成年被後見人Aが成年に達した後後見の計算の終了前にAと未成年後見人との間で契約を締結した場合、Aは、その契約を取り消すことができる。

エ．成年後見人が成年被後見人を代理して預金の払戻しを受けるには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

オ．任意後見契約が登記されている場合に家庭裁判所が後見開始の審判をするには、本人の利益のため特に必要があると認めるときでなければならない。

1. アウ    2. アエ    3. イウ    4. イオ    5. エオ

後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 未成年後見人が数人ある場合、身上の監護に関する権限については、家庭裁判所は、職権で、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が職務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。
- イ. 成年後見人が成年被後見人を代理してその居住している建物を売却する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- ウ. 未成年被後見人Aが成年に達した後後見の計算の終了前にAと未成年後見人との間で契約を締結した場合、Aは、その契約を取り消すことができる。
- エ. 成年後見人が成年被後見人を代理して預金の払戻しを受けるには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。
- オ. 任意後見契約が登記されている場合に家庭裁判所が後見開始の審判をするには、本人の利益のため特に必要があると認めるときでなければならない。

1. アウ   2. アエ   3. イウ   4. イオ   5. エオ

2

3

J

妻Aと夫Bの間に子Cが、Bには父D及び弟Eが、Aには前夫との間の子Fがいる。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Cは、Bから扶養を受ける権利をFに譲渡することはできない。

イ. AとBが離婚した時にCが未成年者であった場合において、Cの親権者をAと定めたときは、BはCに対する扶養義務を負わない。

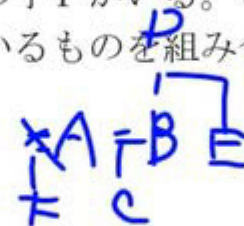
ウ. Dを扶養すべき者の順序については、子であるB及びEが先順位であり、孫であるCが後順位である。

エ. 家庭裁判所は、特別な事情があるときは、Eを扶養する義務をAに負わせることができる。

オ. Aを扶養してきたCが、過去の扶養料をFに求償する場合において、各自の分担額の協議が調わないときは、家庭裁判所が各自の資力その他一切の事情を考慮してこれを定める。

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イオ
5. エオ

妻Aと夫Bの間に子Cが、Bには父D及び弟Eが、Aには前夫との間の子Fがいる。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。



ア. Cは、Bから扶養を受ける権利をFに譲渡することはできない。

イ. AとBが離婚した時にCが未成年者であった場合において、Cの親権者をAと定めたときは、BはCに対する扶養義務を負わない。

ウ. Dを扶養すべき者の順序については、子であるB及びEが先順位であり、孫であるCが後順位である。

エ. 家庭裁判所は、特別な事情があるときは、Eを扶養する義務をAに負わせることができる。

オ. Aを扶養してきたCが、過去の扶養料をFに求償する場合において、各自の分担額の協議が調わないときは、家庭裁判所が各自の資力その他一切の事情を考慮してこれを定める。

1. アウ   2. アエ   3. イウ   4. イオ   5. エオ

相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 相続人が数人ある場合において、被相続人が祖先の祭祀を主宰すべき者を指定していなかったとしても、被相続人が所有していた墳墓は、遺産分割の対象とならない。

イ. 遺産分割は、相続の承認又は放棄をすべき期間内には、することができない。

ウ. 複数の相続人が被相続人から賃借人の地位を承継したときは、被相続人が延滞していたその賃貸借に係る賃料債務は不可分債務となる。

エ. 被相続人が他人の過失による交通事故によって即死した場合でも、その事故による被相続人の精神的損害についての慰謝料請求権は、相続の対象となる。

オ. 遺産分割後に遺産である建物に合意と異なる部分があったことが判明した場合であっても、その建物を遺産分割により取得した相続人は、他の相続人に対し、担保責任を追及することができない。(問改)

1. アウ
2. アエ
3. イエ
4. イオ
5. ウオ

相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 相続人が数人ある場合において、被相続人が祖先の祭祀を主宰すべき者を指定していなかったとしても、被相続人が所有していた墳墓は、遺産分割の対象とならない。

イ. 遺産分割は、相続の承認又は放棄をすべき期間内には、することができない。

ウ. 複数の相続人が被相続人から賃借人の地位を承継したときは、被相続人が延滞していたその賃貸借に係る賃料債務は不可分債務となる。

エ. 被相続人が他人の過失による交通事故によって即死した場合でも、その事故による被相続人の精神的損害についての慰謝料請求権は、相続の対象となる。

オ. 遺産分割後に遺産である建物に合意と異なる部分があったことが判明した場合であっても、その建物を遺産分割により取得した相続人は、他の相続人に対し、担保責任を追及することができない。(問改)

1. アウ

2. アエ

3. イエ

4. イオ

5. ウオ



相続人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aが死亡した場合、Aの兄Bの子CがAの代襲相続人となることはない。
- イ. Aが死亡した場合、Aの祖父BがAの相続人となることはない。
- ウ. Aの子Bが相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失った場合において、その後、Aの死亡前にBがCを養子とする養子縁組をしたときは、CはAの代襲相続人となる。
- エ. Aが妻Bの懐胎中に死亡した場合において、その後、出生した子CはAの相続人とならない。
- オ. Aが死亡した場合において、Aの子Bが相続の放棄をしたときは、Bの子CはAの代襲相続人となることはない。

1. アイ    2. アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

相続人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Aが死亡した場合、Aの兄Bの子CがAの代襲相続人となることはない。
- イ. Aが死亡した場合、Aの祖父BがAの相続人となることはない。
- ウ. Aの子Bが相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失った場合において、その後、Aの死亡前にBがCを養子とする養子縁組をしたときは、CはAの代襲相続人となる。
- エ. Aが妻Bの懐胎中に死亡した場合において、その後、出生した子CはAの相続人とならない。
- オ. Aが死亡した場合において、Aの子Bが相続の放棄をしたときは、Bの子CはAの代襲相続人となることはない。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

次の【事例】において、Aを被相続人とする遺産分割におけるB、C及びDの具体的相続分の額として、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、遺産分割の対象となる財産並びに贈与及び遺贈の目的財産の価額は相続開始時の価額を示しており、その後に価額の変動はないものとする。

**【事例】**

## (1) 相続人

Aの相続人は、配偶者であるBと、子であるC及びDとする。

## (2) 遺産分割の対象となる財産

3000万円の金銭

## (3) 時系列

- ① Aは、平成21年2月21日、Bに対し、Bの生計の資本としてA所有の区分所有建物（価額2100万円）を贈与した。（問改：婚姻期間を19年という前提で。）
- ② Aは、平成24年4月24日、Cに対し、Cの生計の資本として1000万円を贈与した。
- ③ Aは、平成25年5月20日、Cの子であるEに対し、Eの生計の資本として1000万円を贈与した。
- ④ Aは、平成25年10月20日、Dに対し、A所有の土地（価額1000万円）を遺贈する旨の遺言を作成した。
- ⑤ Aは、平成26年2月26日に死亡した。
- ⑥ 家庭裁判所は、寄与分を定める処分の審判において、Cに300万円の寄与分があるとの判断を示し、この審判は平成27年3月21日に確定した。

1. B：1250万円 C：1075万円 D：675万円
2. B：1300万円 C：1000万円 D：700万円
3. B：1400万円 C：900万円 D：700万円
4. B：1750万円 C：325万円 D：925万円
5. B：1800万円 C：250万円 D：950万円

次の【事例】において、Aを被相続人とする遺産分割におけるB、C及びDの具体的相続分の額として、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、遺産分割の対象となる財産並びに贈与及び遺贈の目的財産の価額は相続開始時の価額を示しており、その後に価額の変動はないものとする。

## 【事例】

## (1) 相続人

Aの相続人は、配偶者であるBと、子であるC及びDとする。

## (2) 遺産分割の対象となる財産

3000万円の金銭

## (3) 時系列

① Aは、平成21年2月21日、Bに対し、Bの生計の資本としてA所有の区分所有建物（価額2100万円）を贈与した。（問改：婚姻期間を19年という前提で。）

② Aは、平成24年4月24日、Cに対し、Cの生計の資本として1000万円を贈与した。

③ Aは、平成25年5月20日、Cの子であるEに対し、Eの生計の資本として1000万円を贈与した。

④ Aは、平成25年10月20日、Dに対し、A所有の土地（価額1000万円）を遺贈する旨の遺言を作成した。

⑤ Aは、平成26年2月26日に死亡した。

⑥ 家庭裁判所は、寄与分を定める処分の審判において、Cに300万円の寄与分があるとの判断を示し、この審判は平成27年3月21日に確定した。

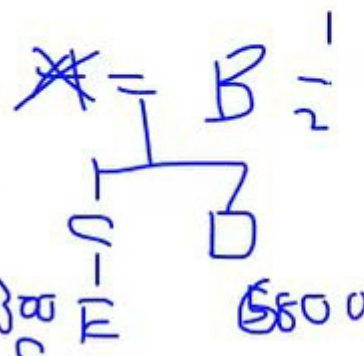
1. B：1250万円 C：1075万円 D：675万円

2. B：1300万円 C：1000万円 D：700万円

3. B：1400万円 C：900万円 D：700万円

4. B：1750万円 C：325万円 D：925万円

5. B：1800万円 C：250万円 D：950万円



相続分に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．共同相続人は、遺言によって相続分の指定がされた場合には、協議によって、指定された相続分と異なる相続分の割合による遺産分割をすることができない。

イ．共同相続人の一人であるAが相続放棄をした後、被相続人がAの相続分を指定する内容の遺言をしていたことが判明した場合には、Aは、その遺言に従って相続をする。

ウ．共同相続人の一人は、自己の相続分を他の共同相続人以外の第三者に譲渡することができない。

エ．共同相続人の一人であるAが自己の相続分の全部を他の共同相続人Bに譲渡した場合には、Aは、遺産分割協議の当事者となることができない。

オ．遺言によって相続分の指定がされた場合であっても、相続債権者は、指定された相続分に応じた債務の承継を承認しない限り、法定相続分に応じて権利を行使することができる。

1. アイ    2. アウ    3. イオ    4. ウエ    5. エオ

相続分に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせ  
たものは、後記1から5までのうちどれか。

~~ア~~ ア. 共同相続人は、遺言によって相続分の指定がされた場合には、協議によって、指定された相続分と異なる相続分の割合による遺産分割をすることができない。

~~イ~~ イ. 共同相続人の一人であるAが相続放棄をした後、被相続人がAの相続分を指定する内容の遺言をしていたことが判明した場合には、Aは、その遺言に従って相続をする。

~~ウ~~ ウ. 共同相続人の一人は、自己の相続分を他の共同相続人以外の第三者に譲渡することができない。

エ. 共同相続人の一人であるAが自己の相続分の全部を他の共同相続人Bに譲渡した場合には、Aは、遺産分割協議の当事者となることができない。

オ. 遺言によって相続分の指定がされた場合であっても、相続債権者は、指定された相続分に応じた債務の承継を承認しない限り、法定相続分に応じて権利を行使することができる。

- ~~1. アイ~~   ~~2. アウ~~   ~~3. イオ~~   4. ウエ    5. エオ

相続と贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 特別受益に当たる贈与の価額がその受贈者である相続人の具体的相続分の価額を超える場合、その相続人は、超過した価額に相当する財産を他の共同相続人に返還しなければならない。

イ. Aが、婚姻後21年が経過した時点で、Aとその配偶者Bが居住するA所有のマンション甲をBに贈与し、その後死亡した場合、当該贈与については、その財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）がされたものと推定される。

ウ. 特別受益に当たる贈与は、地震により目的物が滅失した場合であっても、相続開始の時ににおいてなお原状のままであるものとみなしてその価額を定める。

エ. 不動産の死因贈与の受贈者Aが贈与者Bの相続人である場合において、限定承認がされたときは、死因贈与に基づくBからAへの所有権移転登記が相続債権者Cによる差押登記よりも先にされたとしても、Aは、Cに対し、その不動産の所有権の取得を対抗することができない。

オ. 特別受益に当たる贈与は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたものでない場合、相続開始前の10年間にしたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に算入される。

1. アイ
2. アウ
3. イオ
4. ウエ
5. エオ

相続と贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 特別受益に当たる贈与の価額がその受贈者である相続人の具体的相続分の価額を超える場合、その相続人は、超過した価額に相当する財産を他の共同相続人に返還しなければならない。

イ. Aが、婚姻後21年が経過した時点で、Aとその配偶者Bが居住するA所有のマンション甲をBに贈与し、その後死亡した場合、当該贈与については、その財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)がされたものと推定される。

ウ. 特別受益に当たる贈与は、地震により目的物が滅失した場合であっても、相続開始の時においてなお原状のままであるものとみなしてその価額を定める。

エ. 不動産の死因贈与の受贈者Aが贈与者Bの相続人である場合において、限定承認がされたときは、死因贈与に基づくBからAへの所有権移転登記が相続債権者Cによる差押登記よりも先にされたとしても、Aは、Cに対し、その不動産の所有権の取得を対抗することができない。

オ. 特別受益に当たる贈与は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものでない場合、相続開始前の10年間にしたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に算入される。

1. アイ   ②. アウ   3. イオ   4. ウエ   5. エオ



共同相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．共同相続人であるAとBの間で遺産分割協議が成立した場合において、Aがその協議において負担した債務を履行しないときであっても、BはAの債務不履行を理由に遺産分割協議を解除することはできない。

イ．共同相続人は、既に成立している遺産分割協議の全部を共同相続人全員の合意により解除した上で、改めて遺産分割協議を成立させることはできない。

ウ．共同相続が生じた場合、相続人の一人であるAは、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人Bに対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできない。

エ．A及びBがCに対して400万円の連帯債務を負担していたところ、Aが死亡し、その妻D及び子Eが相続した場合、Cは、Eに対して、Aの負担していた400万円の債務全額の支払を請求することができる。

オ．A、B及びCが共同相続した甲土地の共有持分権をCから譲り受けたDが、A及びBとの共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、遺産分割審判である。

1. アウ    2. アオ    3. イエ    4. イオ    5. ウエ

共同相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 共同相続人であるAとBの間で遺産分割協議が成立した場合において、Aがその協議において負担した債務を履行しないときであっても、BはAの債務不履行を理由に遺産分割協議を解除することはできない。
- イ. 共同相続人は、既に成立している遺産分割協議の全部を共同相続人全員の合意により解除した上で、改めて遺産分割協議を成立させることはできない。
- ウ. 共同相続が生じた場合、相続人の一人であるAは、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人Bに対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできない。
- × エ. A及びBがCに対して400万円の連帯債務を負担していたところ、Aが死亡し、その妻D及び子Eが相続した場合、Cは、Eに対して、Aの負担していた400万円の債務全額の支払を請求することができる。
- × オ. A、B及びCが共同相続した甲土地の共有持分権をCから譲り受けたDが、A及びBとの共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、遺産分割審判である。

- 1. アウ    2. アオ    3. イエ    4. イオ    5. ウエ

遺産分割に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．共同相続人A及びBのうち、Bが遺産分割協議書を偽造して、相続財産である甲不動産についてBへの所有権移転登記をした場合、Bは、Aの相続回復請求権の消滅時効を援用することができない。

イ．被相続人が、共同相続人A及びBのうち、Aに甲不動産を相続させる旨の遺言を残して死亡し、その遺言が遺産分割の方法の指定と解される場合であっても、A B間の遺産分割協議を経なければ、Aは甲不動産を取得することができない。

ウ．被相続人は、禁止期間を限定したとしても、遺言で遺産の分割を禁ずることはできない。

エ．A及びBが共同相続した甲不動産をAが遺産分割協議により取得した場合において、相続開始から遺産分割までの間に甲不動産について生じた賃料債権は、その協議で特に定めなかったときは、Aに帰属する。

オ．共同相続人である子A及びBが被相続人である父Cの唯一の相続財産である甲不動産について遺産分割をした後、認知の訴えにより、DがCの子であるとされた場合において、Dが遺産分割を請求しようとするときは、Dは、価額のみによる支払の請求権を有する。

1. アウ
2. アオ
3. イウ
4. イエ
5. エオ

遺産分割に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 共同相続人A及びBのうち、Bが遺産分割協議書を偽造して、相続財産である甲不動産についてBへの所有権移転登記をした場合、Bは、Aの相続回復請求権の消滅時効を援用することができない。
- ✕ イ. 被相続人が、共同相続人A及びBのうち、Aに甲不動産を相続させる旨の遺言を残して死亡し、その遺言が遺産分割の方法の指定と解される場合であっても、AB間の遺産分割協議を経なければ、Aは甲不動産を取得することができない。
- ✕ ウ. 被相続人は、禁止期間を限定したとしても、遺言で遺産の分割を禁ずることはできない。
- ✕ エ. A及びBが共同相続した甲不動産をAが遺産分割協議により取得した場合において、相続開始から遺産分割までの間に甲不動産について生じた賃料債権は、その協議で特に定めなかったときは、Aに帰属する。
- オ. 共同相続人である子A及びBが被相続人である父Cの唯一の相続財産である甲不動産について遺産分割をした後、認知の訴えけより、DがCの子であるとされた場合において、Dが遺産分割を請求しようとするときは、Dは、価額のみによる支払の請求権を有する。

1. アウ   ②. アオ   3. イウ   4. イエ   5. エオ

相続の承認又は放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産を現に占有している時は、相続人又は相続財産清算人に対して引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって、その財産を保存しなければならない。(問改)

イ．共同相続人に強迫されて相続の放棄をした者は、その旨を家庭裁判所に申述して放棄の取消しをすることができる。

ウ．相続人Aが相続の放棄をしたことにより相続人となったBが相続の承認をした場合であっても、Bの承認後にAが私に相続財産を消費した場合には、Aは単純承認をしたものとみなされる。

エ．限定承認者は、相続債権者及び受遺者に対する公告の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

オ．共同相続人のうち一人が相続の放棄をした場合、他の共同相続人は限定承認をすることができなくなる。

1. アイ
2. アオ
3. イエ
4. ウエ
5. ウオ

○ 相続の承認又は放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

✕ ア. 相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産を現に占有している時は、相続人又は相続財産清算人に対して引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって、その財産を保存しなければならない。(問改)

○ イ. 共同相続人に強迫されて相続の放棄をした者は、その旨を家庭裁判所に申述して放棄の取消しをすることができる。

✕ ウ. 相続人Aが相続の放棄をしたことにより相続人となったBが相続の承認をした場合であっても、Bの承認後にAが私に相続財産を消費した場合には、Aは単純承認をしたものとみなされる。

○ エ. 限定承認者は、相続債権者及び受遺者に対する公告の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

✕ オ. 共同相続人のうち一人が相続の放棄をした場合、他の共同相続人は限定承認をすることができなくなる。

1. アイ   2. アオ   3 イエ   4. ウエ   5. ウオ

相続人の不存在に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 相続人があることは明らかでないが、相続財産全部の包括受遺者があることは明らかである場合には、相続財産法人は成立しない。

イ. 相続財産法人が成立し、家庭裁判所によって相続財産の清算人が選任された後に、相続人のあることが明らかになった場合には、その時点で、相続財産清算人の代理権は消滅する。(問改)

ウ. 共有者の一人が相続人なくして死亡した場合において、相続債権者及び受遺者に対する清算手続が終了したときは、その共有持分は他の共有者に帰属し、特別縁故者への財産分与の対象にはならない。

エ. 相続人は、相続人の搜索の公告の期間内に相続人としての権利を主張しなかった場合には、特別縁故者に対する相続財産の分与後、残余財産があつたとしても、相続権を主張することができない。

オ. 家庭裁判所は、特別縁故者に対して相続財産の分与をする場合、清算後残存すべき相続財産の全部を与えることはできない。

1. アイ    2. アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

○ 相続人の不存在に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 相続人があることは明らかでないが、相続財産全部の包括受遺者があることは明らかである場合には、~~相続財産法人は成立しない。~~

~~イ. 相続財産法人が成立し、家庭裁判所によって相続財産の清算人が選任された後に~~相続人の~~あることが明らかになった場合には、~~その時点で、相続財産清算人の代理権は消滅する。~~(問改)~~

~~ウ. 共有者の一人が相続人なくして死亡した場合において~~相続債権者及び受遺者に対する清算~~手続が終了したときは、~~その共有持分は他の共有者に帰属し、特別縁故者への財産分与の対象~~にはならない。~~

○ エ. 相続人は、相続人の搜索の公告の期間内に相続人としての権利を主張しなかった場合には、~~特別縁故者に対する相続財産の分与後~~残余財産があったとしても、相続権を主張することが~~~~できない。

~~オ. 家庭裁判所は、~~特別縁故者に対して相続財産の分与をする場合、~~清算後残存すべき相続財産~~~~の全部を与えることはできない。~~

1. アイ ○ 2. アエ ~~3. イオ~~ 4. ウエ ~~5. ウオ~~



遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、それにより推定相続人の廃除の効力が生ずる。

イ．判例によれば、相続人による遺言書の破棄又は隠匿は、相続に関して不当な利益を目的とするものでなかったときは、相続人の欠格事由に当たらない。

ウ．被相続人は、遺言により、遺産分割の方法を定めることを第三者に委託することができる。

エ．夫婦は、同一の証書で遺言をすることができる。

オ．複数の遺贈が遺留分を侵害し、遺留分侵害額請求権が行使されている場合において、遺言者がその遺言に別段の意思を表示していなかったときは、各遺贈は、その目的の価額の割合に応じて遺留分侵害額を負担する。(問改)

1. アイ    2. アエ    3. イウ    4. ウオ    5. エオ

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示をしたときは、それにより推定相続人の廃除の効力が生ずる。
- イ. 判例によれば、相続人による遺言書の破棄又は隠匿は、相続に関して不当な利益を目的とするものでなかったときは、相続人の欠格事由に当たらない。
- ウ. 被相続人は、遺言により、遺産分割の方法を定めることを第三者に委託することができる。
- エ. 夫婦は、同一の証書で遺言をすることができる。
- オ. 複数の遺贈が遺留分を侵害し、遺留分侵害額請求権が行使されている場合において、遺言者がその遺言に別段の意思表示を表示していなかったときは、各遺贈は、その目的の価額の割合に応じて遺留分侵害額を負担する。(問改)

1. アイ   2. アエ   3. イウ   4. ウオ   5. エオ



遺言の方式に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 自筆証書遺言における押印を指印によってすることはできない。
- イ. 秘密証書遺言をするには、遺言者が証書の本文及び氏名を自書し、押印をしなければならない。
- ウ. 公正証書遺言において、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- エ. 自筆証書遺言の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印をしなければ、その効力を生じない。
- オ. 成年被後見人が事理弁識能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

1. アイ    2. アオ    3. イウ    4. ウエ    5. エオ

~~X~~ 遺言の方式に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ~~X~~ ア. 自筆証書遺言における押印を指印によってすることはできない。
- ~~X~~ イ. 秘密証書遺言をするには、遺言者が証書の本文及び氏名を自書し、押印をしなければならない。
- ウ. 公正証書遺言において、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- エ. 自筆証書遺言の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印をしなければ、その効力を生じない。
- オ. 成年被後見人が事理弁識能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

1. アイ    2. アオ    3. イウ    4. ウエ    5. エオ

遺言の執行に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア. 自筆証書遺言に係る遺言書を保管している相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、遺言書を保管している旨を他の相続人に通知しなければならない。
- イ. 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。
- ウ. 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができ、遺言者の相続人がこれを行うことはできない。
- エ. 遺産分割方法の指定として遺産に属する預金債権の全部を相続人の一人に承継させる旨の遺言があったときは、遺言執行者は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合を除き、その預金の払戻しを請求することができる。
- オ. 遺言執行者は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合を除き、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。

1. ア ウ    2. ア オ    3. イ ウ    4. イ エ    5. エ オ

- 遺言の執行に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
- × ア. 自筆証書遺言に係る遺言書を保管している相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、遺言書を保管している旨を他の相続人に通知しなければならない。
- イ. 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によってこれを選任することができる。
- ウ. 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができ、遺言者の相続人がこれを行うことはできない。
- エ. 遺産分割方法の指定として遺産に属する預金債権の全部を相続人の一人に承継させる旨の遺言があったときは、遺言執行者は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合を除き、その預金の払戻しを請求することができる。
- × オ. 遺言執行者は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合を除き、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。

1. アウ ~~2. アオ~~ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

遺贈に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 遺贈は、成年に達しなければ、することができない。

イ. 寄与分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

ウ. 相続財産の一部の割合について包括遺贈を受けた者は、相続財産に属する債務を承継しない。

エ. Aが所有する甲不動産をBに生前贈与したが、所有権移転登記未了のうちにCに遺贈する旨の遺言をし、Aの死亡後にAからCへの遺贈を原因とする所有権移転登記がされた場合、CがAの相続人であっても、Bは、Cに対し、甲不動産の所有権の取得を対抗することができない。

オ. 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

1. アウ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. エオ

✕ 遺贈に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

✕ ア. 遺贈は、成年に達しなければ、することができない。

イ. 寄与分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

✕ ウ. 相続財産の一部の割合について包括遺贈を受けた者は、相続財産に属する債務を承継しない。

エ. Aが所有する甲不動産をBに生前贈与したが、所有権移転登記未了のうちにCに遺贈する旨の遺言をし、Aの死亡後にAからCへの遺贈を原因とする所有権移転登記がされた場合、CがAの相続人であっても、Bは、Cに対し、甲不動産の所有権の取得を対抗することができない。

○ オ. 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

① アウ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. エオ



相続人Aの配偶者Bは、Aの死亡時に、Aの財産に属していた甲建物に居住していた。この場合における甲建物についてのBの配偶者居住権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. ABの子であるCが、Aの死亡時に甲建物をAと共有していた場合は、Bは、配偶者居住権を取得しない。

イ. 配偶者居住権を取得したBは、その配偶者居住権を譲渡することができる。

ウ. 配偶者居住権を取得したBは、甲建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

エ. 相続によりAから甲建物の所有権を取得したDは、配偶者居住権を取得したBに対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

オ. 遺贈によりBが配偶者居住権を取得した後、遺産分割によりB及び相続人Eが甲建物の共有持分をそれぞれ有するに至った場合は、その配偶者居住権は消滅する。

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イオ
5. エオ

## R03-34K 配偶者居住権

MN4975 B

相続人Aの配偶者Bは、Aの死亡時に、Aの財産に属していた甲建物に居住していた。この場合における甲建物についてのBの配偶者居住権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. ABの子であるCが、Aの死亡時に甲建物をAと共有していた場合は、Bは、配偶者居住権を取得しない。

イ. 配偶者居住権を取得したBは、その配偶者居住権を譲渡することができる。

ウ. 配偶者居住権を取得したBは、甲建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

エ. 相続によりAから甲建物の所有権を取得したDは、配偶者居住権を取得したBに対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

オ. 遺贈によりBが配偶者居住権を取得した後、遺産分割によりB及び相続人Eが甲建物の共有持分をそれぞれ有するに至った場合は、その配偶者居住権は消滅する。

1. アウ    2. アエ    3. ~~イウ~~    4. イオ    5. エオ

遺留分に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

1. 被相続人Aの子Bが相続放棄をした場合、Bの子Cが遺留分権利者となる。
2. 自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が、死亡の半年前に死亡保険金の受取人を相続人の一人に変更した場合、遺留分権利者は、変更された受取人に対して、遺留分侵害額請求権を行使することができる。(問改)
3. 特別受益に当たる贈与(相続開始前10年間にしたもの)について、贈与者である被相続人がその財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)をした場合であっても、その贈与の価額は遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入される。(問改)
4. 遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が、相続の開始を知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。(問改)
5. 相続の開始前に遺留分を放棄することはできない。

遺留分に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

- X 1. 被相続人Aの子Bが相続放棄をした場合、Bの子Cが遺留分権利者となる。
- X 2. 自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が、死亡の半年前に死亡保険金の受取人を相続人の一人に変更した場合、遺留分権利者は、変更された受取人に対して、遺留分侵害額請求権を行使することができる。(問改)
- O 3. 特別受益に当たる贈与(相続開始前10年間にしたもの)について、贈与者である被相続人がその財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)をした場合であっても、その贈与の価額は遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入される。(問改)
- X 4. 遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が、相続の開始を知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。(問改)
- X 5. 相続の開始前に遺留分を放棄することはできない。

遺留分に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．相続人が配偶者と妹一人のみであった場合には、妹は、遺留分を算定するための財産の価額に8分の1を乗じた額を遺留分として受ける。

イ．遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額である。

ウ．相続開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

エ．共同相続人の一人が遺留分を放棄した場合は、他の各共同相続人の遺留分が増加する。

オ．遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

遺留分に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記  
X 1 から 5 までのうちどれか。

X ア. 相続人が配偶者と妹一人のみであった場合には、妹は、遺留分を算定するための財産の価額  
に 8 分の 1 を乗じた額を遺留分として受ける。

イ. 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額  
にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額である。

ウ. 相続開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生  
ずる。

X エ. 共同相続人の一人が遺留分を放棄した場合は、他の各共同相続人の遺留分が増加する。

オ. 遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求する  
ことができる。

1. アウ   2. アエ   3. イエ   4. イオ   5. ウオ